

豊後大神氏と宇佐大神氏

六国史と通覧して考証る

福岡市在住（佐伯市出身）
会員 佐 脇 貞

昭和五十一年十月発行の「大分県地方史」第七十九号に、松岡実氏が「中野齋能氏『宇佐大神氏進出説』批判」を執筆され、豊後大神氏は豊後小太神良臣の子廣継が大野郡領となつて土着したもので、始祖といわれる大神惟基（日廣継の子）であると、「三代実録」「豊後國志」「大神神社史料」の三輪高唐家系等を引用して考証、中野氏の宇佐大神氏族流説に反論している。

それ以降中野氏説が、宇佐宮祭祀の主導権争いに敗れた宇佐大神氏族の祀大神氏の分派が、豊後に南部に進出して勢力を擴ひ、豊後大神氏へ速見大神氏と大野大神氏（にちの一大とし、惟基）との時代に大野郡領として入部した人物であり、豊後の石仏文化は宇佐八幡の影響をうけて豊後大神氏が造立したものであると説き、これをつけたて渡辺澄夫氏がその著書「大分県の歴史」のなかで、この説を全面的に肯定し、以降踏襲する人が多く定説化したが、松岡氏は改めて「豊後國志」や「大神神社史料」と研究、また祖母山信仰（姫岳信仰）の具体的考察から、中野説の不備を追求、豊後大神氏と宇佐大神氏が別系統であることを考証したものである。

私は先師鶴谷外史が「豊後國志」によつて「大神良臣一庶綱一惟基」の系譜を認していなかで、これを繼承

していくが、表後・惟基の世系が正史に明確でないため、一株の疑いを持っていた。数年前、中野氏の説を聞き、渡辺氏の著書を見て、宇佐大神氏族流の豊後進出はあり得る事態であり、とくに大野郡緒方莊が宇佐宮領であつたことと関連して、大神惟基は宇佐大神親氏の庶流であるうと推論した。そして一応、私の疑問は晴れた思いでおつたが、鶴谷外史が是認していいた大神良臣始祖説（おも脳裏に残り、足田景翁の「佐伯神源起元論」とともに、一一つの仮説として成長するようになつた）。

私の仮説というものは、豊後大神氏は速見郡大神郷へ日出所（）を本貫とする速見大神氏と、大野郡領として同郡内に土着した大野大神氏の二流に分れるが、大神郷を本貫とするものは宇佐大神氏であり、大野郷を基盤とする土の及大神良臣（）始まる大和大神氏流であるといふものである。松岡氏の反論は、豊後大神氏の起りを宇佐大神氏の進出に結びつけようとする中野説を排したもので、速見大神氏と大野大神氏の別についてほどくに論じていない。

このほど私は六国史（日本書記・続日本紀・日本後紀・続日本後紀・文德天皇實錄・日本三代實錄）を通覧し、大神朝臣姓について調べているうち、次のような事実に気が付いた。それは大神良臣のようなく紹貴族（）は、中央政界での出世に見切りをつけ、その子弟を後援として地方に赴かせ、土豪としての実力を涵養させたということである。（根闇家・清葉家などの藤原氏一門や、王家）の一族以外の豪族は、たとえ上代から続いた名門であつても一世代を経ることで家格が落ち、個人として才略があり、よほどの功績がないかぎりは必ず殿上人と目されず、幾位（ましま）落魄し、子弟は權門に仕え百姓下人となつた。

大神良臣は仁和三年（ハハヤ）元金旗の名跡を継いで、一族の出頭人として外様五位を授けて目し、と訴え、先考天皇の特旨によって外様五位下から徒々五位下になつた。當時の大神朝臣はせばせば昇進して徒々五位上がとまり、官職は各省司（太政官）の次官か、國司として及上國の分であつた。殊に良臣は大神姓宗家の先でなく、支族真神田朝臣で、貞觀四年（ハハニ）兄全雄のとき大神朝臣姓を賜つたという家系である。

良臣は仁和二年正月、正六位上から外様五位下に進み、前介に任ぜられた。この大神朝臣家は右京（平安京）の西一門あり、初任官として六位（上または下）左大史（神祇官の主幹）であつた。仁和二年二月一日、朝廷は任命されながら任地の國府に赴かず、京都で生活し、國司の位錄を得て、いる。豊後守橘長茂等十人の選任者と左近衛府（左仗）に召喚、問責した。その二日後、前介大神良臣は任地に赴かぬうちに豊後介に転じ、直ちに豊後國府へ赴任した。それは選任と問責されて左京お反覆しない前豊後守橘長茂自ら三人が、同年五月十八日、勅斷によりて罰せられ、翌六月、散位正五位下源淵が豊後守に任ぜられるまで、豊後國は國司不在の状が続くことになるので、良臣の急遽赴任となつたものであつた。

とてあれ良臣は仁和二年二月、豊後介となり、行政官として見事な治績をあげたのである。そして豊後国志によれば、仁和五年（ハハニ）二月、人民の怨請で豊後介に再任、寛平四年（ハハニ）三月、再任の朝が満ち帰京することに安づなが、人民且その徳を慕つて子彦慈を豊後大とどめるよう願い出た。大宰府はこの旨を朝廷に上申し、許しを得て彦慈を大宰府大領に任じたが、朝廷では彦慈に對し外様六位下を授けられたといふ。

大神彦慈は寛平四年（ハハニ）から昌泰（ハハハル）。

延喜（ハハ）一にかけて、大野郡領をつとめた有能で總健ま行政官だったのだろう。私は彦慈のイメージが姫姫伝承の「四德田庄司」と重なって見える。
それでは豊後大神氏の始祖である大神惟基は、はたゞ而大領大神彦慈の子であろうか。惟基については「源平盛衰記」「平家物語」などがあるが、緒方惟宗の伝記のなかで、その先祖として歌大張太の説話を伝え、また「大友興廢記」「梅牟礼実録」などは「劍の巻」の章と譲り、「大神氏始め」と題して惟基出生伝説を記述している。
しかし、これらはいずれも惟基と祖母・大明神の神亂とする大三輪型伝説である。そこで私は次のよう推察する。

大野郡大領であつた父彦慈の後を繼いだ野人惟基は、下級貴族の子として、藤原氏一門の榮華と權勢に極められた朝廷の有様を知ると、その叛骨は一人の郡領として終ることき欲しかつた。彼は國府の不備に乗じて、大野郡内の莊園をしだいに蚕食し、人民の崇敬する禪母藏大御神の神亂と号して、隣接する海部、太分、直入各郡に勢力を拡げた。この惟基の出身は在庁官人であることの方が自然である。

天慶四年（ハハニ）藤原純友の次將として海部の海軍を引き、豊後・日向の海岸部を荒しまわり、宮倉を劫奪し、貢調使の船をおそつた佐伯是基（是木）と大神惟基は同一人物であるかどうか。これは史と説者によって説の分れるところだが、私は佐伯是基と大神惟基の模影（分身）すなわち惟基伝説の延長線上にある人物で、是基その人か、若しくは惟基の盛名を負うて活動した人物と見ていい。それは大神惟基と藤原純友がほぼ同時代の人物であり、また本朝世紀によると、佐伯是基又日振島沖の戦で官軍に生獲られ、俘囚となりて左衛門尉に送られた。

たが処刑されず。一方前述の梅牟礼室錄「剣の巻」尺皮、
「惟基都上り」の談話があつて、都に上の太（勧番）惟
基が遊暴な行為のため罪を犯したが、豐後國から子惟盛が惟
基の船に金銀財宝を山と積んで都に入り、父惟基の罪
を償つたので処断を免められたとあるからである。本お
大三輪伝説を焼直して惟基生誕譚といたのは、おそらく
惟基自身ではなく、彼の子孫の創作であろう。

前述したように豊後大神氏は速見・大野の二流に分れ
ていふが、速見大神氏は中野氏のいふ宇佐大神、祝氏の
麻流で、通常に「惟」の字を使い、この系統から國東・
速見・大分各郡の豪族、都甲・真王・八坂・賀来・大洋
留の各氏が出てゐる。また大野大神氏は大野郡大領であ
つて大神陵義の後で、大神惟基（大跡太）と祖とする。
大野・海部・直入・大分四郡にまたがつて蕃衍し、後世
の大野・植田・阿南・但杵・猪方・佐伯の各氏がこれに
属する。

松岡氏はその反論の方なかで大神良臣の系譜によれば、三
輪高宮系図を引用しているが、それによると良臣の子廣
綏（諸佐・永藤・幾藤の三子）があり、長子諸佐の註記に
「大跡太・大野郡源少領外正六位上、延喜十二年八月補
任」とあるところから、この諸佐が惟基であると推定、
大神神社史料である三輪高宮系図はもつとも信憑性のあ
る史料としているが、同系図にかなり後世の作意が加え
られてゐることには気付かれていないようだ。

三月乙亥朔（一日）、授（豊後）外從五位下・大神朝臣良
臣從五位下。先是、良臣向官被訴、浮術原天皇へ天武
天皇一千申入ニ保奏（之時）、良臣高祖父三輪君子前為
伴親少、從軍有功。卒後贈（小紫位）古之小紫位
准（三位）。然則子首子承不可叙（外從一、於是下
外記而考之）。外記申明云、贈從三位大神朝臣良
臣

唐、從四位上安麻呂、正五位上（安麻呂兄弟三人之後、
皆叙（内位）。大神引田朝臣、大神桔田朝臣、大神掃石朝
臣、大神真神田朝臣等、遠祖難同、派別各異、不見下
應叙（成位）之由上。加之、神龜五年（七八一）以降、有格
諸氏先叙（外位）、後預（成位）。民臣、姓大神真神田朝臣
也。子首之後至于全雄、無下預五位者、今請叙成品
事乖（格旨）。勅毀（良臣反故）全雄外位告身、特賜（成階）
（三代実錄一仁和三年）

良臣の高祖父三輪君子首日壬申の乱（六七二）の時、天武
天皇に従つて伊勢・近江等で戦つた。子首は天武天皇五
年八月疲没（しきか）し左が、朝廷は壬申の功によって内小紫位（
従三位）と賜ひ、大三輪真上田迎君の諱号を賜（おほた）。
大三輪君が朝臣姓を賜わつたのは、天武天皇十二年十一
月で、このとき子首の後は大神（大三輪）・真神田朝臣と
称した。大神姓の宗家（氏の長）は、子首とともに天武
天皇にお仕えした大三輪辰高市麻呂で、彼は天武十三年
の賜姓（とき姓）（上（み）氏の長）になつた。高市麻呂には安
麻呂・猶麻呂の二弟があり、三兄弟の父は三輪辰利金と
いふ。大神朝臣家の氏上（氏の長）は、子首（安麻呂）（慶雲
四年（七八一））、その子忍（（靈龜元年（七八一）と繼承されたが、
忍人の位階は從五位上がとまり、以後大神朝臣の家格は
五位より昇進しなかつた。）天平勝宝元年（七八一）十二
月、八幡大神神宣外從（准）下大神朝臣杜氏が從四位下を
機（けん）人（じん）化（か）され、これ又別格である。）

三輪高宮系図では子首の子が鳴足と広目、広目の子が
清慶、その子が吉成となつていて、これが四代は六國史
になく、信憑性を裏付けることができない。古の同系図
で及吉成の子が全雄・良臣となつていて、良臣の兄弟三人
が京人左大史正六位上與神田朝臣全雄賜（二
三月の紀）、「右京人左大史正六位上與神田朝臣全雄賜（二

姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後也」とあり、大神眞
神田朝臣はこのとき初めて大神朝民姓を賜おつたが、宗
家とちがつて家格は外位を経なければならなかつた。へ
太神朝臣及天武賜姓のやい日大三輪朝臣と書いたが、大
宝二年七ニから太神朝良と書くよつてなつた。

大神真神田朝臣の真神田(真上田)は大和国十市郡、大

神引田朝臣の引田(碑田・曳田)は、同國坂上郡の地名
である。つまり一族の住んだ地名を称してある。

次に掃石朝臣は出雲国に住んだ大三輪氏族で、掃石日島
根郡の地名、神護景雲二年(七六八)八月、同郡ノ人^{神人}
公人是等二十六人か大神掃石朝臣姓を賜おつたもの。ま
た大神^松田朝臣は、宝龜七年(七七八)豐前國京都郡の人
^松陽愛比^{アシヒ}が、上洛して内舍人となり朝臣姓を賜わつ
たものである。

宇佐大神氏の始祖といわれる大神比義は、三輪高宮系
閥によると、雄略朝の三輪君^{ミタケ}の子で、特牛・比義・
市須三兄弟の仲子となつてゐるが、これ及信じられない。
大三輪神の祭祀部である大神部及、遠江・筑前・筑後・
豐前(京都郡)・豊後(遠見郡大神庄)・播磨・根津^{ルツ}七ヶ国
におつたといふ。大神比義は豊後の大神部出身の巫^{ミタケ}であつた^{トトコ}ではなかろうか。それは比義が三輪君・神公・
神直^{ミタケ}いの神人など、姓をもたないからで、彼は姓がない民
人、大神部の寄民であつたのだろう。比義の子孫も杜氏
古田麻呂が、大神朝臣を賜わるまでは姓をもたなかつた。

(14) ページ下段終りよつづき)

(おわり)

る。

この混乱する社会で、当時の武将達は、何を求めてづ
け左のであらうか。より強大な力の前に、世代の変化の
前に、我らの悲劇の主人公佐伯惟治は、力を尽きて日向三
河派に落ちて死つたのであつた。

八月二十四日稿(終り)

お頼い申したいこと

『佐伯史談』の旧号について (編集者)

昭和三十三年三月発足の佐伯史談会は、来年三月で祭
足滿二十年、徵角志^{シヨウカクシ}「佐伯史談」も通算百三十五号、さ數元
ようとしている。この「佐伯史談」には、その折々の会員
の來玉の研究や、真摯な実践が、実に詳細かつ正確に掲
載されている。

ところが、旧号を欲しがる人が多い。事務局には僅か
に二、三日前のものが、アト数冊残つていて、新たに入会
の方にさしあげてある有様である。

佐伯を主にした郷土資料はいろいろあるが、もが「佐
伯史談」の占めている比重は、今後ますます高く評価
されるものと確信している。今後この道を歩む人の方々た
めに、「佐伯史談」の散佚を防いで、資料とて今こう
古に集めておこうではないか。例えは故人伊賀重雄氏の
方が「そへくり弥生町の教育委員会に寄贈されたようだ。
そこで、不要になつた「佐伯史談」誌を貰ひうす、お
ろいは買ひうけて、市町村の教育委員会か、学校の図書
室に寄贈、あるいは本会に寄託するといつたことにして
松武した。これら大友氏の家督たち共、夢多き譲取家達
を粉砕して、大友氏に事をきき得をもつて、かくてこそ
太友氏の守護大名から、畿内大名への脱皮があつたと考